不利益処分に係る処分基準

処	分の名称	社会福祉連携推進法人に対する業務の停止又は役員の解 職の勧告
根拠条例·規則等名		社会福祉法
条 項		第144条
所	管 部 課	福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話:048-829-1253)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	次のいずれかに該当する場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 (1)法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反したとき。 (2)運営が著しく適正を欠くと認められるとき。
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	